

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都情報公開条例施行規則の一部を改正する規則……………(生活文化局広報広聴部情報公開課)……………一

告示

○都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部交通企画課)……………一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一

○救急医療機関の認定及び協力申出の撤回……………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)……………二

○保安林の指定予定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………三

○都立図書館の休館等(二件)……………(都立図書館)……………三

○東京都立多摩社会教育会館の施設の休館……………(多摩社会教育会館)……………四

○都市計画の図書の縦覧(二件)……………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)……………四

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………六

○東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)……………六

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(同)……………七

規則

東京都情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月十五日

東京都知事 舩添 要 一

●東京都規則第百六十八号

東京都情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

東京都情報公開条例施行規則(平成十一年東京都規則第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第七号を次のように改める。

七 首都大学東京図書館本館

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第千六百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第四項の規定に基づき東京都都市計画駐車場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十二月十五日

東京都知事 舩添 要 一

一 施行者の名称 株式会社銀座パーキングセンター

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画駐車場事業第十二号西銀座駐車場

三 事業施行期間 平成二十六年十二月十五日から平成二十九年六月一日まで

四 事業地

収用の部分

なし

使用の部分

中央区銀座八丁目地内

●東京都告示第千六百六十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

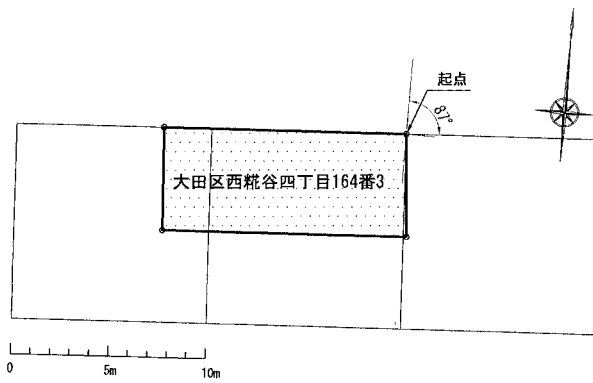
平成二十六年十二月十五日

東京都知事 舩添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区西糀谷四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

別図



凡例

- : 単位区画
- : 敷地境界線
- (with dots) : 形質変更時要届出区域

<起点>

起点は、大田区西糀谷四丁目164番3の最北端とする。

格子の回転角度：87度

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線、並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百六十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所並びに同申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所

名 称	所 在 地	認定期間
医療法人社団宮崎会木挽町医院	中央区銀座四丁目十一番四号	平成二十六年十二月十五日から平成二十九年十二月十四日まで
東京医科大学病院	新宿区西新宿六丁目七番一号	同右
医療法人社団広恵会春山外科病院	同 区百人町一丁目二十四番五号	同右
医療法人伯鳳会白鬚橋病院	墨田区東向島四丁目二番十号	同右
東京都立墨東病院	同 区江東橋四丁目二十三番十五号	同右
社会福祉法人同愛記念病院	同 区横網二丁目一番十一号	同右
公益財団法人がん研究会有明病院	江東区有明三丁目八番三十一号	同右
株式会社東芝芝病院	品川区東大井六丁目三番二十二号	同右
国家公務員共済組合連合会東京共済	目黒区中目黒二丁目三番八号	同右

病院 医療法人財団日扇 会第一病院	同 区中根二丁目十 番二十号	同右
医療法人社団七仁 会田園調布中央病 院	大田区田園調布二丁 目四十三番一号	同右
医療法人横浜柏堤 会奥沢病院	世田谷区奥沢二丁目 十一番十一号	同右
東京都立大塚病院	豊島区南大塚二丁目 八番一号	同右
岡本病院	同 区東池袋二丁目 五番五号	同右
医療法人社団貴友 会王子病院	北区王子二丁目十四 番十三号	同右
医療法人社団博栄 会浮間中央病院	同 区赤羽北二丁目 二十一番十九号	同右
医療法人社団藤寿 会佐藤病院	荒川区西尾久五丁目 七番一号	同右
医療法人社団和好 会金子病院	板橋区南常盤台一丁 目十五番十四号	同右
医療法人社団慈誠 会浮間舟渡病院	同 区舟渡一丁目十 七番一号	同右
公益社団法人地域 医療振興協会練馬 光が丘病院	練馬区光が丘二丁目 十一番一号	同右
医療法人社団はな ぶさ会島村記念病 院	同 区関町北二丁目 四番一号	同右
医療法人社団心和 会足立共済病院	足立区柳原一丁目三 十六番八号	同右
医療法人財団健和 会柳原病院	同 区千住曙町三十 五番一号	同右
社会医療法人社団 医善会いずみ記念 会	同 区本木一丁目三 番七号	同右

病院 医療法人社団日岩 会下井病院	同 区綾瀬三丁目二 十八番八号	同右
医療法人社団玲瓏 会金町中央病院	葛飾区金町一丁目九 番一号	同右
公益財団法人東京 都保健医療公社東 部地域病院	同 区亀有五丁目十 四番一号	同右
医療法人社団晃山 会松江病院	江戸川区松江二丁目 六番十五号	同右
医療法人財団岩井 医療財団岩井整形 外科内科病院	同 区南小岩八丁 目十七番二号	同右
医療法人社団清智 会清智会記念病院	八王子市市安町三丁 目二十四番十五号	同右
医療法人社団慶泉 会町田慶泉病院	町田市小川千五百四 十六番地二	同右
公立福生病院	福生市加美平一丁目 六番地一	同右
医療法人社団厚潤 会花輪病院	日野市日野本町三丁 目十四番地十五	同右
医療法人徳洲会東 京西徳洲会病院	昭島市松原町三丁目 一番一号	同右

二 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院

名 称	所 在 地	撤回年月日
岡本病院	豊島区東池袋二丁目 五番五号	平成二十六年 十二月十四日

●東京都告示第千六百六十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の
二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予
定であるので告示する。

平成二十六年十二月十五日
東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林予定森林の所在場所
神津島村字高嶺二番

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び神津島村役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第四十二号
東京都立図書館館則（昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号）第四条本文の規定により、東京都立中央図書館を一のように休館し、同条ただし書の規定により、二のように開館時間を変更する。

平成二十六年十二月十五日
東京都教育委員会

一 休館する期日及び理由

- (一) 期日 平成二十七年一月十六日、同年二月十五日及び同年三月二十日
 - (二) 理由 設備等の保守点検のため
- 二 変更する開館時間及び理由
- (一) 開館時間

- ア 期日 平成二十七年一月四日
- イ 変更前 午後一時から午後五時三十分まで
変更後 午前十時から午後五時三十分まで
- (二) 理由 都民等の利用に供するため

●東京都教育委員会告示第四十三号

東京都立図書館館則（昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号）第十二条本文の規定により、東京都立多摩図書館を一のように休館し、同条ただし書の規定により、二のように開館時間を変更する。

平成二十六年十二月十五日

東京都教育委員会

- 一 休館する期日及び理由
 - (一) 期日 平成二十七年二月十五日
 - (二) 理由 設備等の保守点検のため
- 二 変更する開館時間及び理由
- (一) 開館時間
 - ア 期日 平成二十七年一月四日
 - イ 変更前 午後一時から午後五時まで
変更後 午前九時三十分から午後五時まで
 - (二) 理由 都民等の利用に供するため

●東京都教育委員会告示第四十四号

東京都立多摩社会教育会館条例施行規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第二十三号）第四条ただし書の規定により、東京都立多摩社会教育会館の施設を次のように休館する。

平成二十六年十二月十五日

東京都教育委員会

- (一) 施設名 ホール
- (二) 期日 平成二十七年一月七日、同月二十八日、同月二十九日、平成二十七年二月四日及び同月九日
- (三) 理由 舞台設備等の保守点検のため
- (一) 施設名 鑑賞室
- (二) 期日 平成二十七年一月二十九日
- (三) 理由 音響設備の保守点検のため

公 告

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 都市計画の種類 都市計画の決定の告示
- 東京都市計画第 平成二十六年十月三日港区告示第二百九
- 一種市街地再開 十六号
- 発事業
- 田町駅前東口
- 地区第一種市
- 街地再開発事
- 業

東京都市計画第 平成二十六年八月七日豊島区告示第二百

一種市街地再開 三十三号

発事業

東池袋五丁目

地区第一種市

街地再開発事

業

東京都市計画第 平成二十六年十月二十四日江戸川区告示

一種市街地再開 第五百四十二号

発事業

南小岩六丁目

地区第一種市

街地再開発事

業

東京都市計画駐 平成二十六年十月二十四日江戸川区告示

車場 第五百四十二号

江戸川第十号

小岩駅南自転

車駐車場

東京都市計画景 平成二十六年十月二十四日江戸川区告示

観地区 第五百四十二号

J R小岩駅周

辺景觀地区

調布都市計画地 平成二十六年七月三十日調布市告示第二

区計画 百七十七号

入間町周辺地

区地区計画

小金井都市計画 平成二十六年八月二十一日小金井市告示

第一種市街地再 第八十四号

開発事業

武蔵小金井駅

南口第二地区

第一種市街地

再開発事業

縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市

計画課 (東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十五日

東京都知事 外 添 要 一

都市計画の種類 都市計画の変更の告示

東京都計画法 平成二十六年八月一日千代田区告示第九
域冷暖房施設 十七号

有楽町地区
域冷暖房施設

東京都計画法 平成二十六年八月一日千代田区告示第九
区計画 十八号

大手町・丸の内・有楽町地区
地区計画

東京都計画法 平成二十六年十月二十一日中野区告示第九
産緑地地区 八十二号

東京都計画法 平成二十六年十月二十一日中野区告示第九
園 八十三号

中野第二・二・八号本町二丁目公園

東京都計画法 平成二十六年八月七日豊島区告示第二百
区計画 三十四号

東池袋四・五丁目地区地区

計画

東京都計画法 平成二十六年八月七日豊島区告示第二百
度利用地区 三十五号

東池袋五丁目
地区高度利用
地区

東京都計画法 平成二十六年八月七日豊島区告示第二百
度地区 三十六号

東京都計画法 平成二十六年八月七日豊島区告示第二百
火地域及び準防
火地域 三十七号

東京都計画法 平成二十六年七月十八日足立区告示第三
園 百二十六号

足立第二・二
・百十七号

東京都計画法 平成二十六年七月三十日江戸川区告示第
区計画 三百八十九号

下鎌田東地区
地区計画

東京都計画法 平成二十六年七月三十日江戸川区告示第
園 三百九十号

第八・二・二
十九号一之江
名主屋敷公園

江戸川第二・
二・六十九号
春江ツバキ公
園

江戸川第二・
二・十四号瑞
江公園

第五・四・四
十号新田総合
公園

第三・三・百
二十号江戸川
二丁目公園

東京都計画法 平成二十六年十月二十四日江戸川区告示
度利用地区 第五百四十三号

東京都計画法 平成二十六年十月二十四日江戸川区告示
区計画 第五百四十三号

JR小岩駅周
辺地区地区計
画

東京都計画法 平成二十六年十月二十四日江戸川区告示
産緑地地区 第五百四十四号

八王子都市計
画 平成二十六年十月三日八王子市告示第三
用途地域 百四号

八王子都市計
画 平成二十六年十月三日八王子市告示第三
高度地区 百五号

八王子都市計
画 平成二十六年十月三日八王子市告示第三
防火地域及び準
防火地域 百六号

八王子都市計
画 平成二十六年十月三日八王子市告示第三
地区計画 百七号

川町地区地区
計画

青梅都市計
画 平成二十六年十月一日青梅市告示第百十
産緑地地区 五号

調布都市計
画 平成二十六年九月三十日調布市告示第三
途地域 百七十八号

調布都市計
画 平成二十六年九月三十日調布市告示第三
度地区 百七十九号

調布都市計
画 平成二十六年九月三十日調布市告示第三
火地域及び準防
火地域 百八十八号

町田都市計
画 平成二十六年九月十一日町田市告示第百
別緑地保全地区 八十七号

第三号山崎特別緑地保全地区

第九号成瀬かしの木山特別緑地保全地区

小金井都市計画地区計画
平成二十六年八月二十一日小金井市告示
第百八十五号

武蔵小金井駅南口地区地区計画

小金井都市計画用途地域
平成二十六年八月二十一日小金井市告示
第百八十六号

小金井都市計画高度地区
平成二十六年八月二十一日小金井市告示
第百八十七号

小金井都市計画防火地域及び準防火地域
平成二十六年八月二十一日小金井市告示
第百八十八号

小金井都市計画高度利用地区
平成二十六年八月二十一日小金井市告示
第百八十九号

武蔵小金井駅南口第二地区

西東京都市計画道路
平成二十六年八月二十九日西東京市告示
第百二十六号

西東京都市計画画道路三・四・二十四号田無駅南口線

縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条の二

第一項の規定に基づく協議が成立した次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十六年十二月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
協議が成立した者の住所及び氏名

三鷹市牟礼六丁目二千二十番四十四及び同番四十七
新宿区西新宿六丁目五番一
号(東日本賃貸住宅本部)
独立行政法人都市再生機構
代理人 大谷 幸生

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第十六条の二
第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を
次のとおり指定した。

平成二十六年十二月十五日
東京都水道局長 吉田 永

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日

九〇四二 梅正建設 榎棒 安敏 武蔵村山市 平成二十六年十月
株式会社 三ツ藤二丁目二十七番 二十一日
地の三

九〇四三 株式会社 リビング プラス 遠藤 暢一 神奈川県横浜市都筑区
浜市都筑区 同日
高山九番七号

九〇四四 トモズワ 大久保智之 茨城県取手市桜が丘一丁目二十七番五号
ーカー 同日

九〇四五 株式会社 国本 憲治 町田市金森七丁目七番
国昇 十一一〇六号 同日

九〇四六 高塚設備 栗原 義孝 千葉県松戸市秋山三百
工業株式 会社 七十三番地
二十八 同日

九〇四七 株式会社 ウォータライントベ 戸部 誠 埼玉県三郷市岩野木百
三十五番地 同日

九〇四八 株式会社 リモデル 藤井 正明 江戸川区松本一丁目十二番八
一〇二号 同日

九〇四九 木曾水道 前田 浩司 町田市木曾東四丁目十二番一
工業所 号 同日

九〇五〇 株式会社 ワーキン グスタイル 堂垣 駿介 八王子市犬目町二百八十八番地二
同日

九〇五一 株式会社 グッジョブ 神崎麻衣子 渋谷区本町二丁目三十四番九号
同日

九〇五二 桜設備 橋本 剛 世田谷区桜丘三丁目十九番八号
同日

九〇五三 株式会社 デイジー・エヌ・エ 横島 茂博 中央区日本橋本町四丁目七番一
号 同日

九〇五四 倉田住設 倉田 和則 府中市若松町二丁目二十六番地の三十三
同日

<p>九〇五五 有株式会社 佐藤 達藏 埼玉県入間市宮寺四千二百番地百十八</p>	<p>三七八八 有株式会社 林 進 足立区保塚町十番三十号 同月二十八日</p>
<p>九〇五六 株式会社 植野世都子 神奈川県横浜市港北区新吉田東八丁目二十九番三十六一〇九号</p>	<p>八一六二 マサキ設 備 佐藤 正樹 神奈川県川崎市宮前区野川三千六百一十一番地二十四</p>
<p>九〇五七 三栄環境 株式会社 小室 俊彦 埼玉県羽生市大字下川崎四十六番地二</p>	
<p>東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について</p>	
<p>水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。</p>	
<p>平成二十六年十二月十五日</p>	
<p>東京都水道局長 吉田 永</p>	
<p>指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日</p>	
<p>四六六一 北斗建設 株式会社 石渡 真剛 墨田区東墨田二丁目四番五号 平成二十六年九月二十五日</p>	
<p>四三七九 株式会社 三國 奉博 清瀬市下宿三丁目千四百十八番地七</p>	
<p>二七〇六 有株式会社 前田 浩司 町田市木曾東四丁目十二番一号 同月二十日</p>	

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002